

宇城市子ども・子育て支援事業計画 (素案)

平成26年11月

宇 城 市

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景及び趣旨	1
2	計画の性格と位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の基本的視点	2
5	計画の基本理念と基本目標	3
6	計画の策定体制	5

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1	人口等の動向	7
2	就労環境	12
3	子育て支援サービス等の現状	15
4	アンケート調査結果から見た子育て支援ニーズ	20

第3章 計画の内容

1	教育・保育提供区域の設定	23
2	教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	24
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	27
4	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供や その推進体制の確保	39
5	産後・育児休業後における施設・事業の円滑な利用の確保	41
6	安全・安心な妊娠・出産・子育てと 子どもの健やかな成長に向けた取り組み	42
7	仕事と生活の調和の実現に向けた取り組み	45
8	子どもに関する専門的な知識及び技術を 要する支援に関する件が行う施策との連携	46

第4章 計画実現のために

1	計画の推進体制	49
2	進捗状況の点検と評価・公表	49



第1章 計画の概要



1. 計画策定の背景及び趣旨

わが国では、平成2年の「1.57 ショック」を契機に少子化の問題が大きく取り上げられるようになり、平成6年12月のエンゼルプランの策定を皮切りに、少子化の流れを変えるための施策が実施されてきました。また、平成22年1月に閣議決定した「子ども・子育てビジョン」では、それまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととされました。

本市においては、平成18年3月に、次世代育成支援対策推進法に基づく「宇城市次世代育成支援行動計画」を策定し、その後、平成21年度に見直しを行いました。平成22年3月に、平成22～26年度を計画期間とする「宇城市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、国の動向を踏まえつつ、子どもと子育て家庭の総合的な支援を進めてきたところです。

しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境は依然厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズは年々増大しており、都市部を中心に保育所においては待機児童問題が深刻化しています。

こうした中、平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立しました。平成27年度から、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱とする『子ども・子育て支援新制度』が本格施行され、子ども・子育て支援のさらなる充実を図ることとされています。

このような流れを受け、本市においても、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保とそれに関連する業務の円滑な実施に関する計画の策定が必要となります。

「宇城市次世代育成支援後期行動計画」が平成26年度に最終年度を迎えたことから、同計画によるこれまでの取り組みとその成果を引き継ぎつつ、新たな計画として「宇城市子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

2. 計画の性格と位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」にあたる計画です。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」としての性格を併せ持つものとします。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援行動計画策定指針を踏まえ、県の「子ども・子育て支援事業計画」や、市の上位計画である「宇城市総合計画」をはじめとする市の各種関連計画との整合性を図りました。

3. 計画の期間

この計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度を目標年度とする5か年計画とします。

4. 計画の基本的視点

本計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針で示された、子どもの育ちや子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義、社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割を明確にするという観点から、以下の3点を計画の基本的視点とします。

（1）子どもの健やかな育ちを守るという視点

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、すべての子どもの健やかな育ち（発達）を保障する必要があります。また、子どもたち一人ひとりの個性が活かされ、自己肯定感を持って育まれることが重要です。

(2) 子育てと子育てを通じた親としての成長を支えるという視点

子ども・子育て支援は、家庭が教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育てをめぐる環境を踏まえながら進められる必要があります。その上で、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことが重要です。

(3) 地域みんなで子どもと子育てを見守り支えるという視点

社会のあらゆる分野における構成員が、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、地域及び社会が子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることが重要です。

5. 計画の基本理念と基本目標

本計画では、上記3つの基本的視点を踏まえ、「すべての子どもが健やかに育ち、地域全体で子育てを支えるまち」を基本理念とし、その実現のために次の3つの基本目標を掲げて、施策の展開を図ります。

★基本目標 1★

すべての子どもの健やかな育ちを守ります

子ども・子育て支援は、すべての子どもや子育て家庭を対象とするものです。一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、乳幼児期からの健康の保持増進を図るとともに、市の責任において、子どもの個性に合った質の確保された教育・保育の提供体制を整備します。

また、子どもの健やかな育ちを守るためには、子どもの権利を擁護し、生命の尊厳・尊重を理解し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮する必要があります。安全・安心な活動場所と生活空間を確保し、犯罪や児童虐待等による子どもの人権侵害を予防するとともに、万一の場合にも早期に対応できる体制整備を図ります。

★基本目標2★

子育てを通じた親としての成長を支えます

核家族化や地域での人間関係の希薄化等により、家庭における子育て機能の低下や精神的負担が問題になるなか、子育てに負担や不安を感じる保護者が増えています。保護者がしっかりと子どもと向き合い、安心して子育てができるよう、相談支援体制を充実し、妊娠・出産期から子育ての知識や情報の提供を行うことで、家庭における子育て能力の向上を図ります。

親は子どもを育てるという経験を通して自らも様々なことを学習し、成長していくことができます。子育ては、子どもと親がともに育つ機会でもあります。地域全体が子育て中の保護者に寄り添い、支えることを通じ、子育てを通じた親としての成長を支え、子育てに喜びや生きがいを感じる事ができるまちを目指します。

また、子育て家庭と一言でいってもその環境はさまざまであり、それぞれの家庭の状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。関係機関等と連携し、児童虐待の予防に取り組むとともに、ひとり親家庭や障がい児のいる家庭等、配慮が必要な家庭への施策の充実を図ります。

★基本目標3★

子育てと仕事が両立できる環境をつくります

男女を問わず子育て中の保護者が、仕事を続けながら子育てと向き合えるように、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現や保護者が就労しやすい社会を目指します。

6. 計画の策定体制

(1) 宇城市子ども・子育て会議の設置

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、子ども・子育て支援事業の推進に係る検討を行うために、「宇城市子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。

(2) 子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査の実施

計画策定にあたり、教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握し、本計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援のサービス量の見込みを算出するため、就学前児童及び小学1～3年生の保護者を対象に「子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査」（以下、アンケート調査という。）を実施しました。

●アンケート調査の実施概要

調査対象	市内在住の就学前児童または小学1～3年生のいる3,118世帯
調査期間	平成26年1月21日から平成26年2月3日まで
調査方法	郵送による配布・回収
回収状況	配布数：3,118件、回収数：1,350件、回収率：43.3%

(3) パブリックコメントの実施

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで計画案を公表し、それに対する意見を求めるパブリック・コメントを行いました。